

---

# 公認会計士の業務と魅力

神戸学院大学

令和7年10月14日（火）

公認会計士・監査審査会

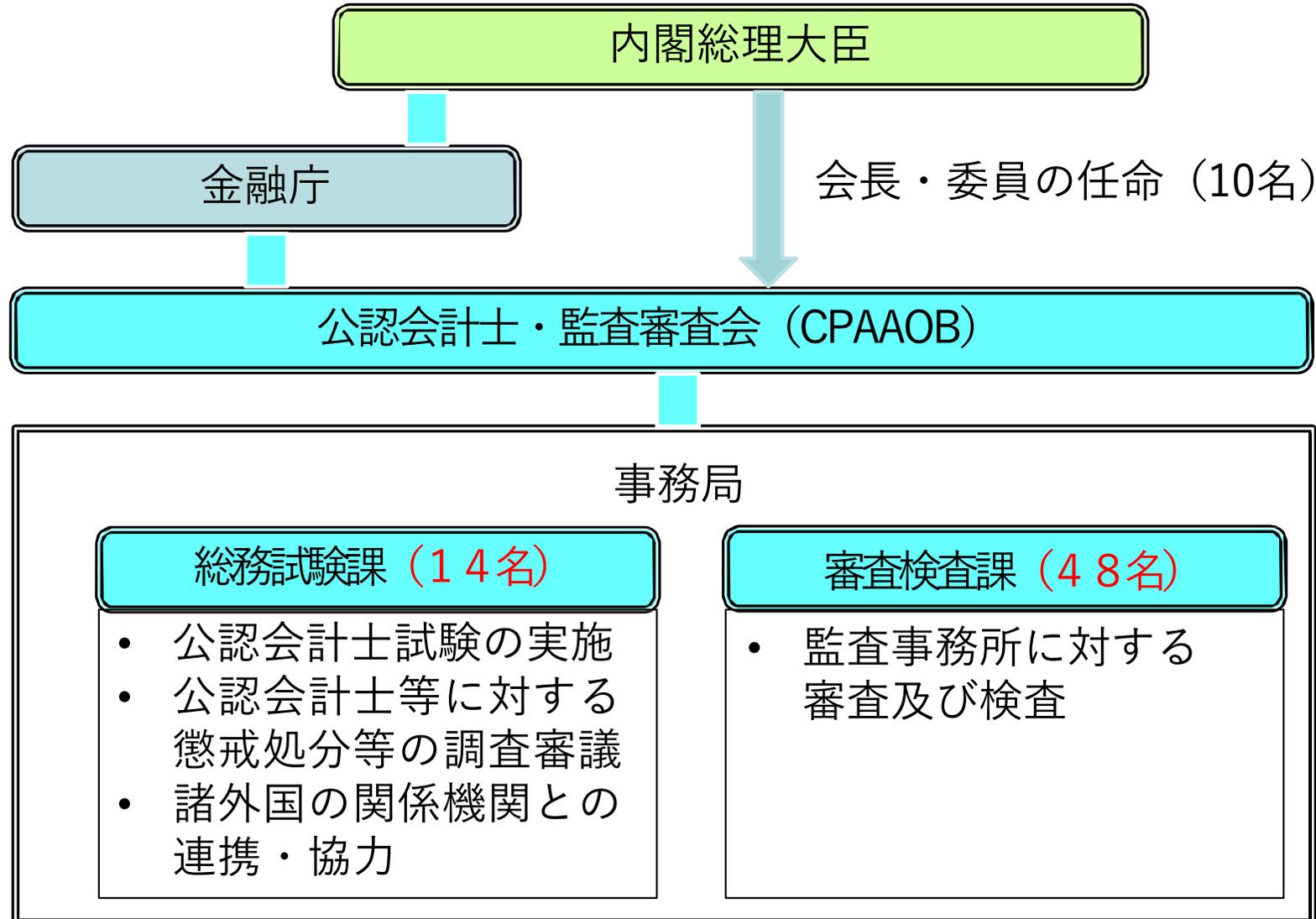
常勤委員 蟹江 章

# Contents

---

1. 公認会計士制度について
2. 公認会計士試験について
3. 公認会計士監査制度について
4. 公認会計士の業務
5. 公認会計士という職業の魅力について

# 公認会計士・監査審査会について



(人員数は令和5年度末の定員)

出所：審査会『公認会計士・監査審査会』令和4年度版、2頁に一部加筆。

---

# 1. 公認会計士制度について

# 公認会計士制度

---

- 公認会計士法（1948年7月6日制定：公認会計士の日）

## 第1条 公認会計士の使命

公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、**独立した立場**において、**財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保**することにより、**会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護**等を図り、**もつて国民経済の健全な発展に寄与**することを使命とする。

- **公益**（public interest）への貢献

# 公認会計士制度

---

## 第1条の2 公認会計士の職責

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、  
独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。  
ない。

- 社会からの信頼
- 専門能力の維持・向上 ⇒ 高品質な業務
- 独立性の保持 ⇒ 偏りのない判断

# 公認会計士制度

---

## 第2条第1項 公認会計士の業務

- 監査証明業務

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査  
又は証明をすることを業とする。

## 第47条の2

- 公認会計士の業務独占

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない。

# 公認会計士制度

---

## 第2条第2項 公認会計士の業務

- 非監査証明業務

公認会計士は、前項に規定する業務のほか、**公認会計士の名称**を用いて、**他人の求めに応じ報酬を得て**、財務書類の**調製**をし、財務に関する**調査**若しくは**立案**をし、又は財務に関する**相談**に応ずることを業とすることができる。

- 「公認会計士」という**名称の独占的使用権**

# 公認会計士制度

---

- 公認会計士の業務の拡大
  - 監査証明業務以外の保証業務
    - 保証業務とは、主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、情報や主題に対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。
  - サステナビリティ情報の保証
    - サステナビリティ情報（非財務情報を含む）に対する想定利用者の信頼の程度を高めるために行われる業務

# 公認会計士制度

---

- 公認会計士の資格
  - 公認会計士試験に合格
  - 3年以上の業務補助等（公認会計士法第15条第1項）
    - 公認会計士の監査又は証明業務を補助した期間
    - 財務に関する監査、分析等に従事した期間
  - 実務補習の修了（修了考査に合格）
  - 内閣総理大臣による実務補習修了の確認
  - 公認会計士名簿への登録（日本公認会計士協会）

# 公認会計士制度

---

- 監査法人
  - 1966年の公認会計士法改正により設立が可能に
  - 1964～65年に発生した不正会計事例
    - 大規模会社に対する個人会計事務所による監査実施の限界
      - 独立性を保持できず虚偽証明事例が発生
  - 監査証明業務の組織的な実施を図る

# 公認会計士制度

---

- 監査法人の設立と社員
  - 公認会計士は監査法人を設立することができる。
  - **監査法人の社員**は、公認会計士又は公認会計士協会に備えられた名簿に登録された者（**特定社員**）でなければならない。
  - 社員には5人以上の公認会計士を含まなければならず、かつ、公認会計士である社員の数は、全社員の4分の3以上でなければならない。

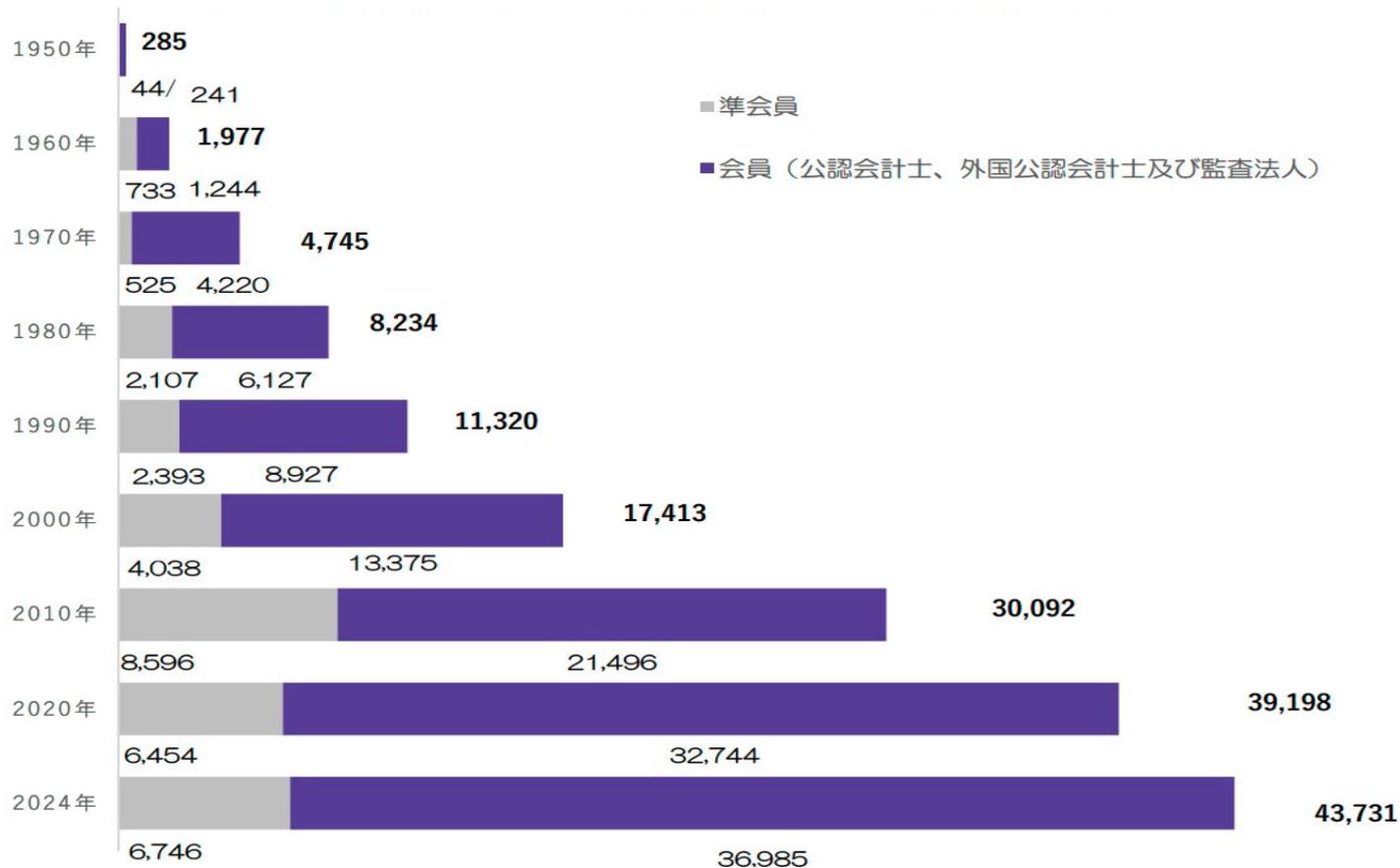
# 公認会計士制度

---

- 日本公認会計士協会（公認会計士法第43条）
  1. 公認会計士は、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会を設立しなければならない。
  2. 協会は、公認会計士の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等監査人名簿への登録に関する事務を行うことを目的とする。

# 公認会計士制度

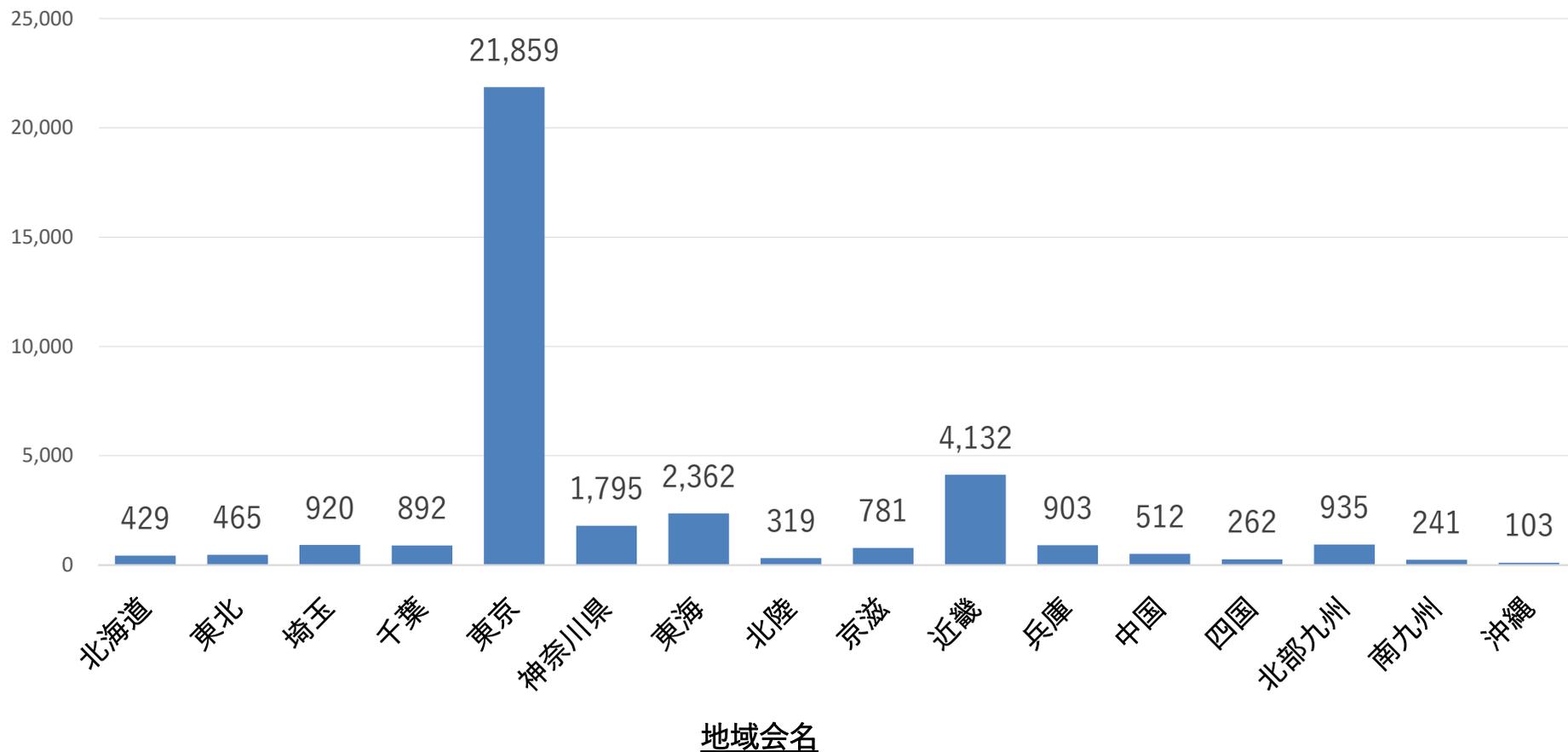
- 日本公認会計士協会会員数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト (<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250121.pdf>)

# 公認会計士制度

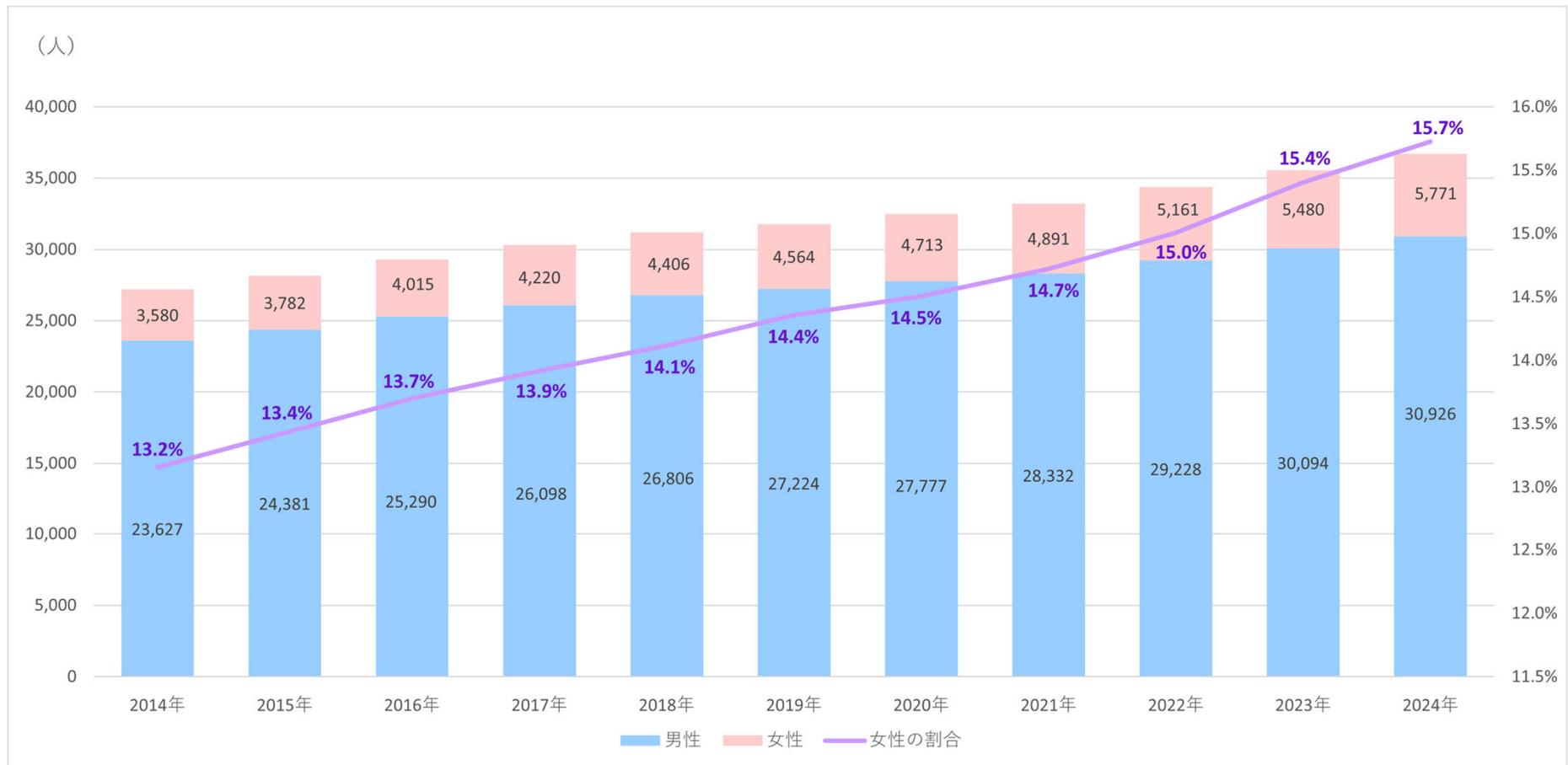
- 日本公認会計士協会の地域会別会員数（個人及び法人）  
(2025年5月31日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250531.pdf>)に基づき作成

# 公認会計士制度

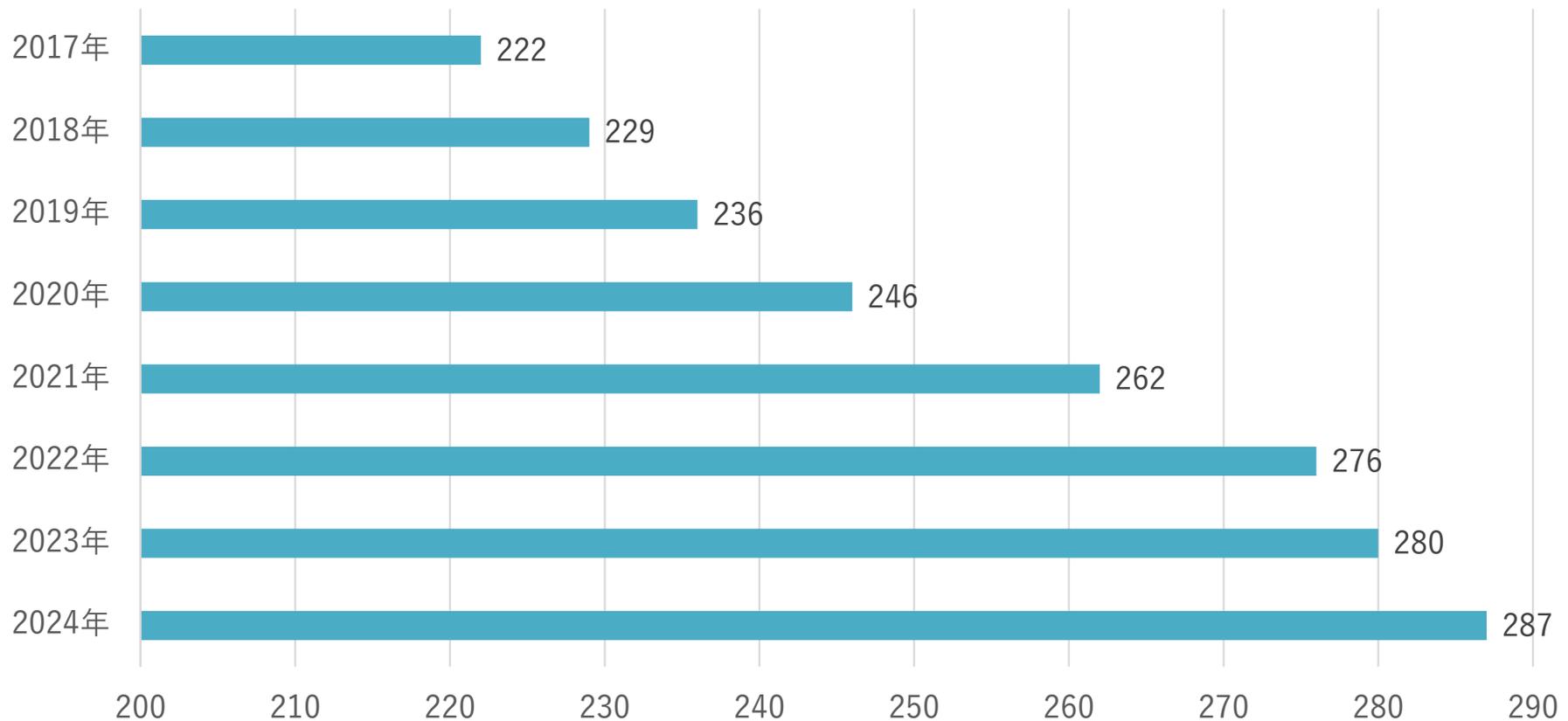
- 日本公認会計士協会会員の男女別人数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト ([https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa\\_women/about/#anchor-01](https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/#anchor-01))

# 公認会計士制度

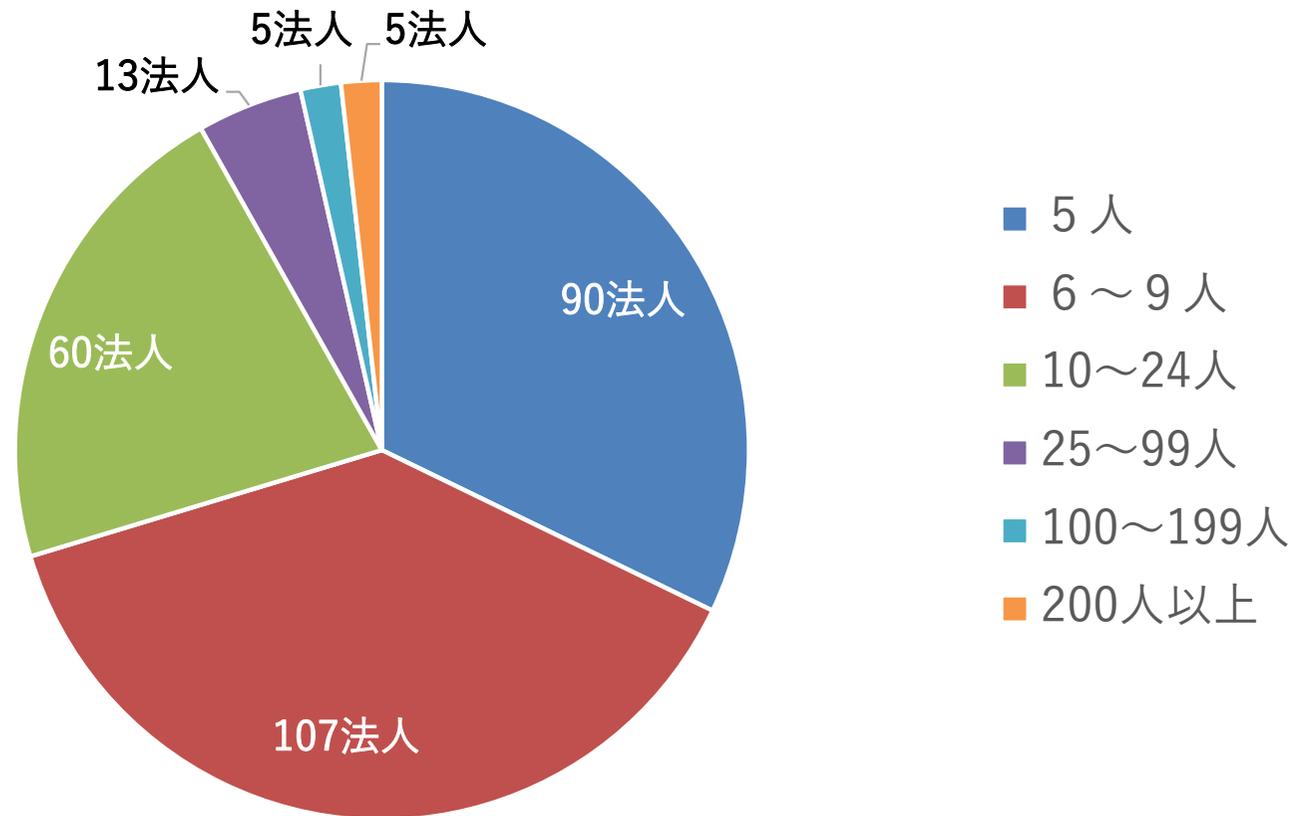
- 監査法人数の推移



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版及び令和6年版など）に基づき作成

# 公認会計士制度

- 所属常勤公認会計士数別の監査法人数(令和5年度)



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和6年版）に基づき作成

---

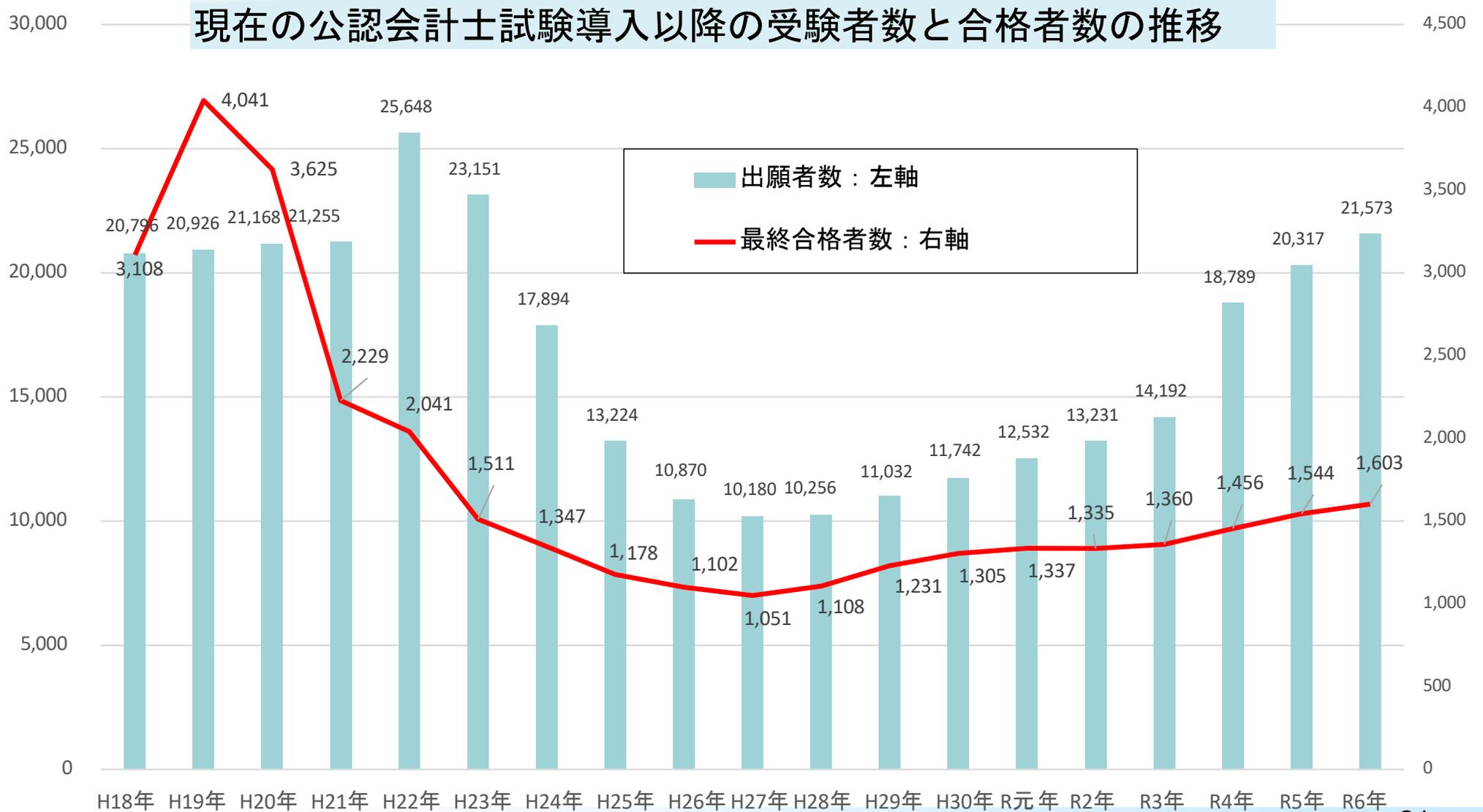
## 2. 公認会計士試験について

# 公認会計士試験

---

- 短答式試験と論文式試験
  - **短答式試験**
    - 年2回実施（第1回：前年の12月上旬 第2回：5月下旬）
    - マークシート方式
  - **論文式試験**
    - 年1回実施（8月下旬）
    - 論述方式

# 公認会計士試験



# 公認会計士試験

## ➤ 短答式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験

• 財務会計論	試験時間	150分	配点	200点
• 管理会計論		75分		100点
• 監査論		50分		100点
• 企業法		50分		100点

➤ **会計専門職大学院**の修了者は企業法を除く 3 科目免除

➤ 短答式試験の合格者は論文式試験を最大 3 回受験可能

# 公認会計士試験

## ➤ 論文式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が**思考力、判断力、応用能力、論述力**等を有するかどうかの評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験

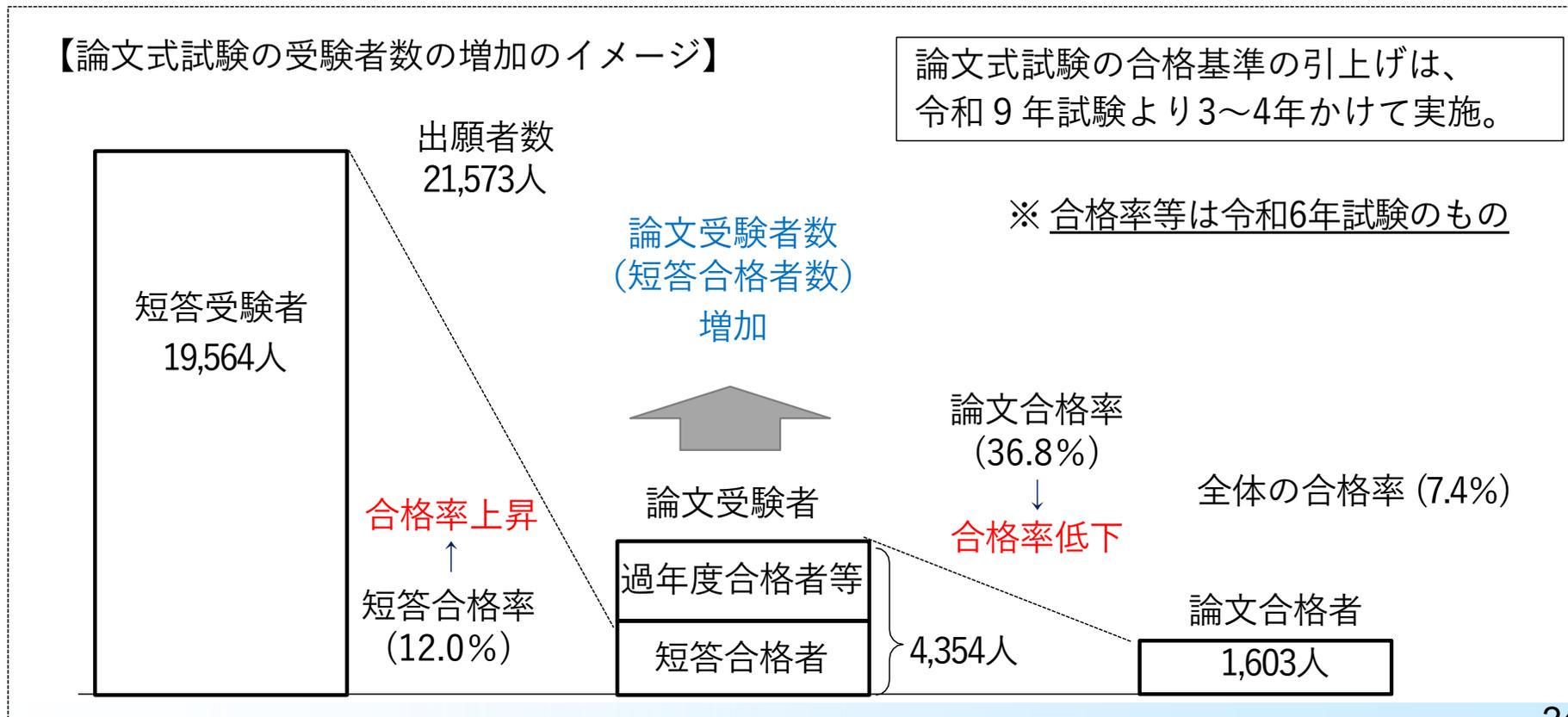
• 会計学（財務会計論・管理会計論）	試験時間 300分	配点 300点
• 監査論	120分	100点
• 企業法	120分	100点
• 租税法	120分	100点
• 選択科目	120分	100点

経営学・経済学・民法・統計学から 1 科目を選択

# 公認会計士試験

より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験において適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させる。

(⇒ 論文式試験の合格基準の水準を得点比率52%から54%に引き上げ。【令和9年試験より実施】)



# 公認会計士試験

## (1) 短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題【令和8年試験以降、随時対応】

- 短答式試験は、基本的な問題を幅広く出題する試験であり、難易度のバランスをとる必要。  
(また、出題の難易度が変化すると、その時々の実際の合格基準も変化してしまう。)
- 論文式試験では、思考力や論述力等を確認するため、**一定の記述量を求める出題**が必要。  
(採点負担も考慮しつつ、論理展開が必要となるような記述量の問題を出題する必要。)

## (2) 論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

- ・ 論文式試験の選択科目は、受験者の9割以上が経営学を選択しているが、多様な試験合格者が輩出されていくため、経営学以外の選択科目の受験者数が増えることは重要。
- ・ 受験者数が少ない科目では、標準偏差による得点換算では適切な能力判定ができない可能性があるため、**選択科目間の受験者の能力の適正な判定のための得点換算方法等**について検討が必要。

## (3) 公認会計士の業務や求められる知識・能力の拡大に応じた出題

- IFRS適用企業の拡大、東証の英文開示の要請、グループ監査の強化など公認会計士の業務と英語の関わりも踏まえ、会計・監査の科目において**英語による出題**について検討が必要。  
(参考：中小企業診断士試験では、1次試験の「経営法務」の科目で英語による出題がある。)
- 制度の導入状況等を踏まえ、サステナビリティ情報の開示・保証に関する出題について検討が必要。
- 監査実務でのITの活用状況等も踏まえ、ITの活用に関する出題について検討が必要。

---

### 3. 公認会計士監査制度について

# 公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づく監査
- 会社法に基づく監査
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄付行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査 など

# 公認会計士監査制度

---

- 金融商品取引法に基づくディスクロージャー（金商法第24条）

上場有価証券等の発行者である会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、「**有価証券報告書**」を、事業年度経過後3月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

# 公認会計士監査制度

---

- 金融商品取引法に基づく**財務諸表監査**（金商法第193条の2第1項）

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と**特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明**を受けなければならない。

# 公認会計士監査制度

---

- **上場会社等監査人登録制度**（公認会計士法第34条の34の2）

公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者の財務書類について第2条第1項の業務を行つてはならない。

**上場会社等監査人名簿**は、日本公認会計士協会に、これを備える。

# 公認会計士監査制度

---

- 会社法に基づく **計算書類**等の作成（会社法第435条第2項）

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 連結計算書類の作成（同第444条第3項）

事業年度の末日において大会社であって金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る **連結計算書類**を作成しなければならない。

# 公認会計士監査制度

---

- 会社法に基づく会計監査人監査

会計監査人設置会社では、計算書類及びその附属明細書は**監査役等**及び**会計監査人**の監査を受けなければならない（会社法第436条第2項）

連結計算書類は、**監査役等**及び**会計監査人**の監査を受けなければならない（同第444条第4項）

- **監査役等**

- 監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会

- **会計監査人**

- 公認会計士又は監査法人

---

## 4. 公認会計士の業務について

# 公認会計士の業務

---

- 監査証明業務（公認会計士法第2条第1項）

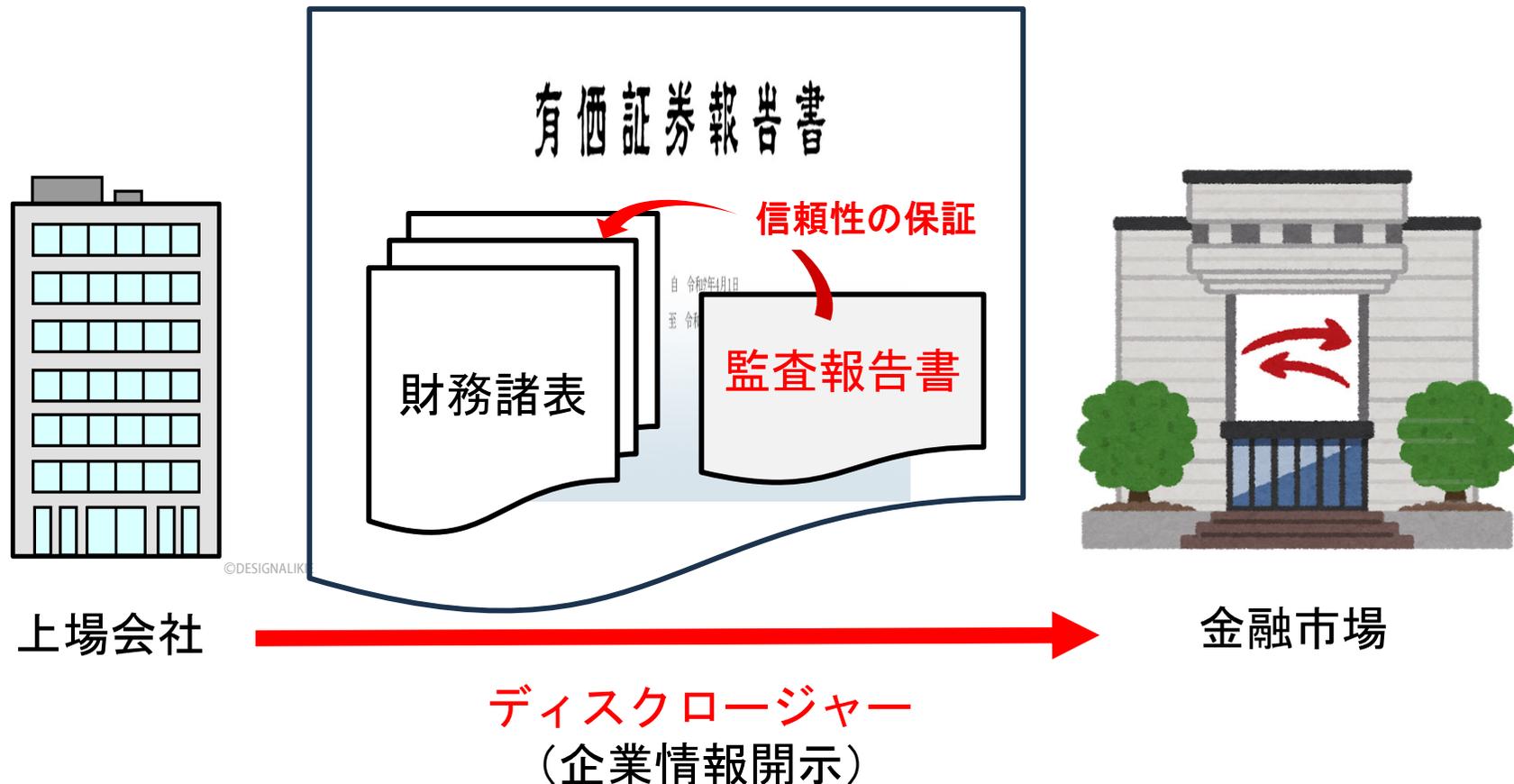
## 監査の目的（監査基準 第一）

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、**一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠**して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において**適正に表示**しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を**意見として表明**することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として**重要な虚偽の表示がない**ということについて、**合理的な保証**を得たとの監査人の判断を含んでいる。

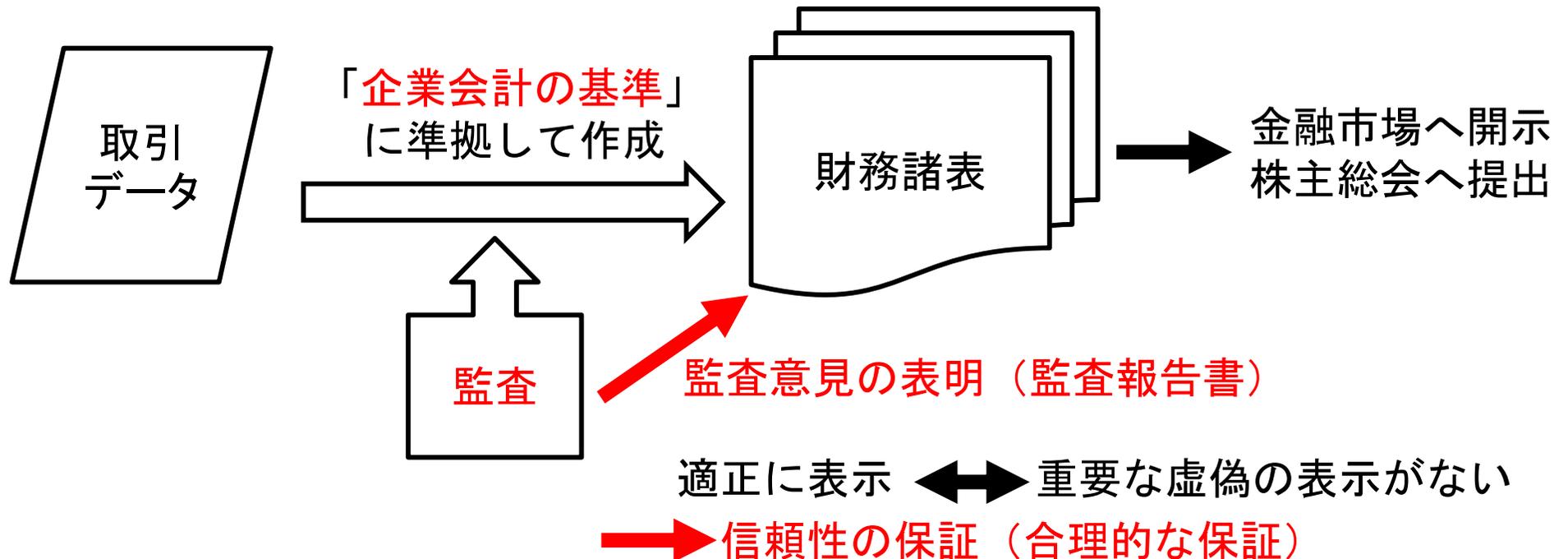
# 公認会計士の業務

- 財務諸表の監査



# 公認会計士の業務

- 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
  - 企業会計基準（企業会計基準委員会：ASBJ）
  - 国際財務報告基準（IFRS）（国際会計基準審議会：IASB）など



# 公認会計士の業務

---

- 監査証明業務以外の業務（公認会計士法第2条第2項）
  - 財務書類の調製
  - 財務に関する調査・立案
  - 財務に関する相談
  - 監査以外の保証業務
    - 四半期情報の保証（レビュー）
    - サステナビリティ情報の保証

# 公認会計士の業務

---

- 税務（税理士登録が必要）
- IPO（新規株式公開）支援
- 内部統制システムの構築支援
- M&Aに関する財務デューデリジェンス（企業の買収・合併時の財務状況分析）
- コンサルティング

# 公認会計士の業務

- コンサルティング業務の例
  - 相談業務（トップ・マネジメント・コンサルティング）
  - 実行支援業務（情報システム・生産管理システム等の開発と導入）
  - 組織再編などに関する相談・助言・財務デューデリジェンス
  - 国際財務報告基準に関するコンサルティングや業務支援
  - 企業再生計画の策定・検証
  - 統合報告の実施支援
  - 環境・CSR情報の相談・助言
  - 株価、知的財産等の評価
  - Trustサービス（WebTrust、SysTrustの原則及び基準に基づく検証・助言）
  - システム監査、システムリスク監査（システム及び内部統制の信頼性・安全性・効率性等の評価・検証）
  - システムコンサルティング（情報システムの開発・保守・導入・運用・リスク管理）
  - 不正や誤謬を防止するための管理システム（内部統制組織）の立案・相談・助言
  - 資金管理、在庫管理、固定資産管理などの管理会計の立案・相談・助言
  - コンプライアンス成熟度評価
  - コーポレート・ガバナンスの支援

---

## 5. 公認会計士という職業の魅力

# 公認会計士という職業の魅力

---

- 公益への貢献
  - 監査証明業務
    - 投資者及び債権者の保護
    - 国民経済の健全な発展への寄与
- コーポレートガバナンスへの関与
  - 社外取締役（監査等委員，監査委員）
  - 社外監査役
- 創造的業務
  - コンサルティング

# 公認会計士という職業の魅力

---

- **組織内会計士** (Professional Accountants in Business : PAIB)
  - 日本公認会計士協会の会員及び準会員のうち会社及び、監査法人、税理士法人及びネットワークファーム等の法人を除くその他の法人又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している者
    - 上場企業 CFO
    - ベンチャー企業 CFO
    - 監査役
    - 経理部門 など

---

ご清聴ありがとうございました